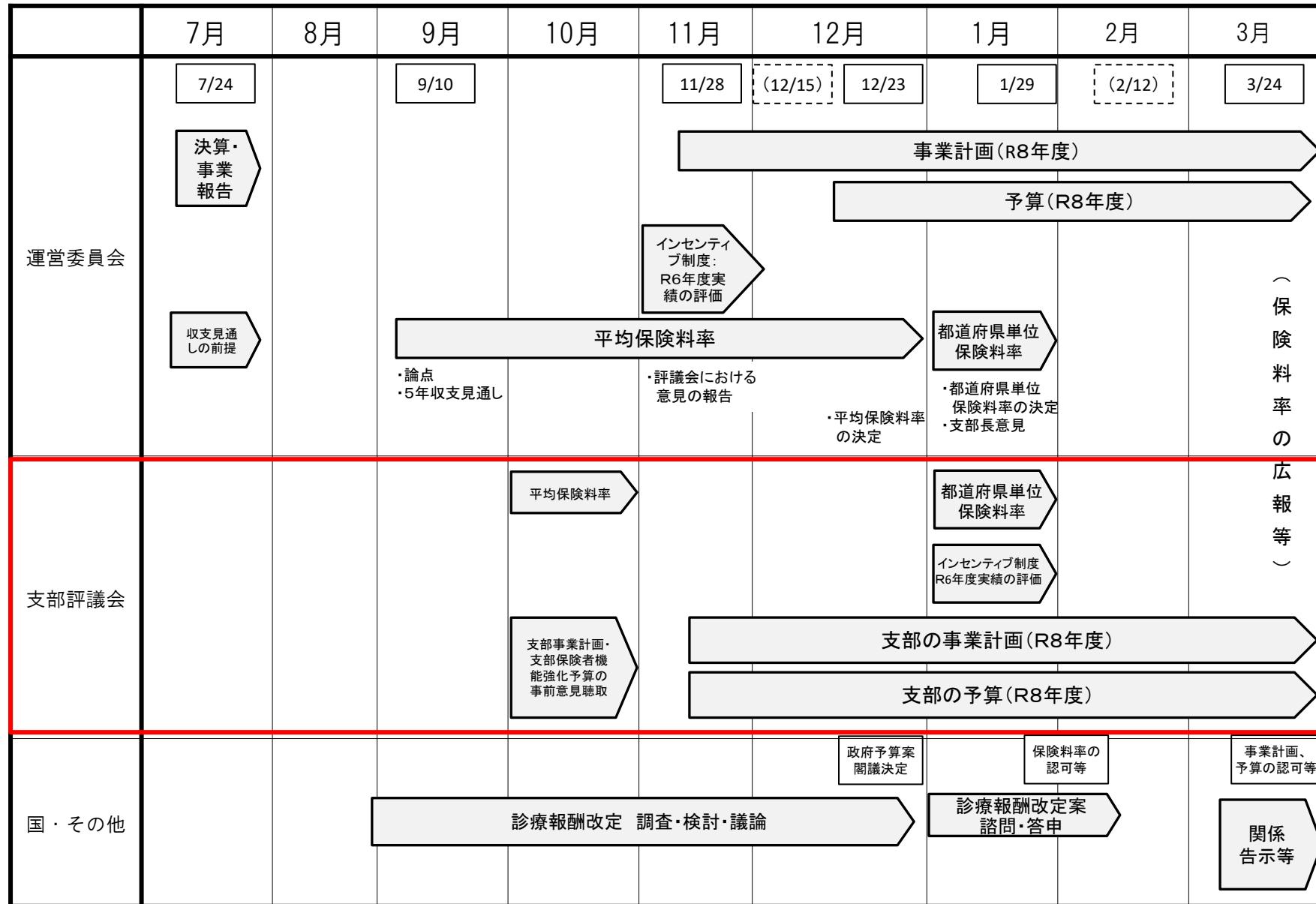


令和8年度保険料率について (都道府県単位の保険料率)



保険料率決定までの流れ（運営委員会・支部評議会のスケジュール）



令和8年度 平均保険料率について（支部評議会における意見）

平均保険料率に対する意見の概要

令和7年度平均保険料率について

※()内は昨年の支部数

- | | |
|-------------------------|------------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 27支部(36支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 19支部(10支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1支部(1支部) |

【石川支部の個別意見】

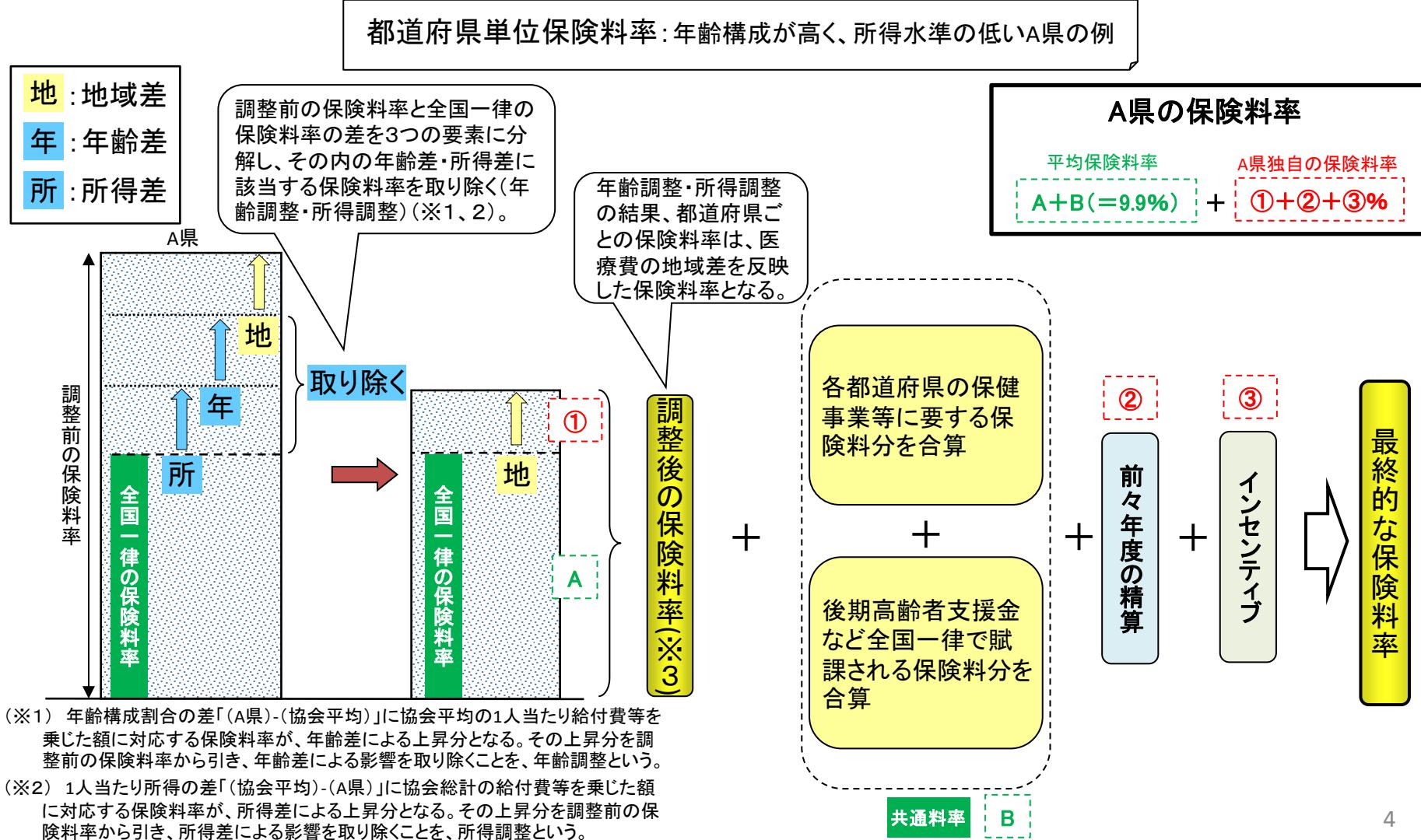
- ・平均保険料率10%維持はやむを得ない。給付付き税額控除の様な仕組みの社会保障分野への導入を検討すべき。
- ・これから後期高齢者人口比率はまだ増加傾向であり、引き続き10%の平均保険料率で慎重にいくのがよいのではないかと考える。
- ・基本的には平均保険料率10%維持に賛同するが、時期を区切ってでも保険料率を下げることを検討いただきたい。
- ・財政の安定運営を考えると、平均保険料率10%維持はやむを得ないと考える。
- ・平均保険料率10%以上にならぬよう現状を維持し、さらに状況が変われば来年度以降引き下げということも検討していただきたい。
- ・平均保険料率が下がることは理想的であるが、将来的な財政は楽観視できないため、平均保険料率10%維持はやむを得ない。
- ・平均保険料率10%はやむを得ない。可能であれば、一律10%ではなく、月額報酬の高い方の料率を多少上げることを検討してはと考える。
- ・できる限り平均保険料率10%を維持することについては賛同する。都道府県保険料率の差が1ポイント以上ある状況であり、この差があまり大きく広がりすぎるのはよくないと考える。

令和8年度 都道府県単位保険料率のポイント

- 令和8年度は、令和6年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%から9.9%に変更
- インセンティブ分の加算額は0.01%に据置き
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。



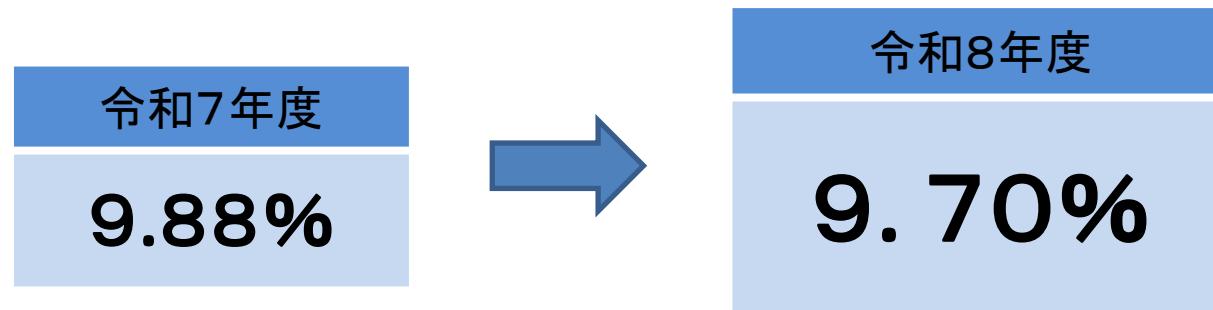
令和8年度 石川支部保険料率の見込みについて

単位: %

項目	石川	全国										
(A) 第1号都道府県単位保険料率	5. 18	5. 35										
医療給付費等	<table border="1"> <tr> <td>医療給付費／総報酬額</td><td>5. 12</td> </tr> <tr> <td>年齢調整</td><td>0. 00</td> </tr> <tr> <td>所得調整</td><td>0. 06</td> </tr> </table>	医療給付費／総報酬額	5. 12	年齢調整	0. 00	所得調整	0. 06	<table border="1"> <tr> <td>—</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td> </tr> </table>	—	—	—	—
医療給付費／総報酬額	5. 12											
年齢調整	0. 00											
所得調整	0. 06											
—	—											
—	—											
(B) 第2号都道府県単位保険料率	3. 76	3. 76										
現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、等	<table border="1"> <tr> <td>全支部共通</td><td>3. 76</td> </tr> <tr> <td>インセンティブ分 ※財源拠出分</td><td>—</td> </tr> </table>	全支部共通	3. 76	インセンティブ分 ※財源拠出分	—	<table border="1"> <tr> <td>—</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td> </tr> </table>	—	—	—	—		
全支部共通	3. 76											
インセンティブ分 ※財源拠出分	—											
—	—											
—	—											
(C) 第3号都道府県単位保険料率	0. 83	0. 83										
業務経費、一般管理費、準備金積立て 等	<table border="1"> <tr> <td>全支部共通</td><td>0. 83</td> </tr> <tr> <td>前々年度精算分 ※収支差マイナスの場合該当</td><td>—</td> </tr> </table>	全支部共通	0. 83	前々年度精算分 ※収支差マイナスの場合該当	—	<table border="1"> <tr> <td>—</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td> </tr> </table>	—	—	—	—		
全支部共通	0. 83											
前々年度精算分 ※収支差マイナスの場合該当	—											
—	—											
—	—											
(D) 収入等の率	0. 07	0. 04										
日雇特例被保険者保険料収入、雑収入 等	<table border="1"> <tr> <td>全支部共通</td><td>0. 04</td> </tr> <tr> <td>前々年度精算分 ※収支差プラスの場合該当</td><td>▲0. 01</td> </tr> <tr> <td>インセンティブ分 ※上位15支部の場合</td><td>0. 04</td> </tr> </table>	全支部共通	0. 04	前々年度精算分 ※収支差プラスの場合該当	▲0. 01	インセンティブ分 ※上位15支部の場合	0. 04	<table border="1"> <tr> <td>—</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td> </tr> </table>	—	—	—	—
全支部共通	0. 04											
前々年度精算分 ※収支差プラスの場合該当	▲0. 01											
インセンティブ分 ※上位15支部の場合	0. 04											
—	—											
—	—											
令和8年度保険料率(A+B+C-D)	9. 70	9. 90										

注)端数処理のため、計数が整合しない場合あり。

令和8年度 石川支部の保険料率



令和8年度 保険料率の他支部との比較

令和8年度都道府県単位保険料率における支部数(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.55	1
10.28	1
10.24	1
10.15	1
10.13	2
10.12	1
10.11	1
10.10	1
10.08	3
10.06	2
10.05	2
10.02	2
9.98	1
9.96	1
9.93	1
9.91	1

22

保険料率 (%)	支部数
9.89	1
9.88	1
9.86	2
9.85	1
9.83	1
9.80	1
9.79	1
9.78	1
9.77	2
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.68	1
9.67	1
9.63	1
9.61	2
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.51	1
9.50	1
9.21	1

25

石川支部

令和8年度 保険料率の他支部との比較

令和8年都道府県単位保険料率の令和7年度からの変化(暫定版)

令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+ 0.17	+ 255	1
+ 0.14	+ 210	1
+ 0.04	+ 60	2
+ 0.01	+ 15	3

7

令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲ 15	1
▲0.03	▲ 45	1
▲0.04	▲ 60	2
▲0.06	▲ 90	4
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	3
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	3
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.15	▲225	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	2
▲0.19	▲285	3
▲0.20	▲300	2
▲0.21	▲315	1
▲0.22	▲330	1
▲0.23	▲345	3
▲0.32	▲480	1
▲0.34	▲510	2
▲0.35	▲525	1

40

石川支部

注1. 「+」は令和8年度保険料率が令和7年度よりも上がったことを、
「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）
の増減である。

令和8年度 介護保険料率

- 介護保険の保険料率については、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除して得た率を基準として保険者が定めると健康保険法で法定されています。
- 2026（令和8）年度は、2025（令和7）度末に見込まれる剩余分（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.62%（4月納付分から変更）とします。

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっています。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

令和8年度の協会けんぽの収支見込み（介護分）

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59% ↓
	その他	-	-	-	2026年度保険料率： 1.62%
	計	10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	-	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	5	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和8年度 協会けんぽの収支見込（子ども・子育て支援分）

(単位：億円)

		2026 (R8) 年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	-	
	計	2,396	
支出	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	-	
	計	2,264	
単年度収支差		132	
準備金残高		132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金について

1. こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援の拡充は既に実施されており、その財源の一部となる「子ども・子育て支援金」については、令和8年度から全ての世代・企業の皆様から拠出いただくことが法律に規定されている。
2. この子ども・子育て支援金については、
 - ・段階的に導入することとしており、支援金総額は令和8年度概ね6,000億円、令和9年度概ね8,000億円、令和10年度概ね1兆円を目安とすること
 - ・社会保障の歳出改革等による社会保険負担の軽減効果の範囲内で導入することが法定されている。
3. 社会保障の歳出改革等により令和8年度の社会保険負担軽減効果が0.17兆円程度積み上がり、令和5年度からの合計で0.60兆円程度となったことから、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.60兆円とする。
4. 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は以下のとおり。

健保組合：被保険者一人当たり約550円
国民健康保険：一世帯当たり約300円
後期高齢者医療制度：被保険者一人当たり約200円
(参考)被用者保険(健保組合、協会けんぽ、共済組合)に共通の支援金率(一律の率)：0.23%
5. 上記4のとおり、国民の皆様から支援金(総額0.60兆円)を拠出いただくことになるが、他方で上記3のとおり、社会保障の歳出改革等(0.60兆円程度)を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。